JSRT企画⑧
医療安全班

疑義照会を考える
大規模病院における疑義照会の取り組み

岩手医科大学医学部附属病院 中央放射線部 ○千葉 工弥(Chiba Takuya)

【はじめに】

現在、疑義照会に関する標準化やガイドラインはないため、試行錯誤しながら経験を重ねている。当施設の放射線部門は2019年、新病院に移転したタイミングで画像診断管理加算3を取得した。今回は画像診断管理加算3の対象となるCT、MRI、核医学部門の疑義紹介をまとめた。発展途上の段階だが、施設の紹介を通して、疑義照会の方法と施設の取り組みについて紹介する。

【疑義照会とは何なのか?】

1.検査前の画像診断管理

画像診断管理加算3の要件の1つに検査前の画像診断管理がある。検査前の画像診断管理はプレチェックのことである。具体的には検査依頼に対して放射線科医がその適応を判断し、CTやMRI等の適切な撮像法や撮像プロトコルについて、臨床情報、被ばく管理情報又は臨床検査データ値等を参考に、事前に確認及び決定すること。なお、当該管理を行ったことについて、口頭等で指示をした場合も含め、適切に診療録に記録することと報告されている[1)]。当施設では疑義照会のルール作りに取り入れ、検査の質や安全性の担保の観点から放射線科医もきちんと関わり、最適なプロトコルを選択している。

2.岩手医科大学附属病院の現状

当施設の中央放射線部には9部門がある。検査前の画像診断管理を行っている部門はCT、MRI、核医学、救急、手術室、放射線治療である。救急、手術室、放射線治療で管理が行われている理由は、対象となるCTが配置されているためである。また行っていない部門は一般撮影、透視、血管造影である。

3.疑義照会とは

「疑義」は疑問点やわからないこと、「照会」は確認や問い合わせたことを意味する。疑義照会はオーダー医の依頼や放射線科医の指示、同意書や前処置など検査内容に関して疑問点やわからない点を確認することである。また放射線技師も疑義照会したことをきちんと記録に残すことも大切である。

【疑義照会の方法】

1.モダリティーごとに見た疑義照会の内容

CT、MRI、核医学で共通するプロトコル、薬剤、追加撮影、その他の4項目で評価した (Fig.1)。モダリティーごとに対応している内容と割合に違いがあった。薬剤はCTのみで実施されていた。その理由は検査に対して造影剤の種類が、複数選択できるためと考えられる。その他の内容は、CTが撮影範囲、MRIが体内金属について対応していた。

2.疑義照会の対象

疑義照会の対象はオーダー医と放射線科医となる。放射線技師は放射線科医への疑義照会

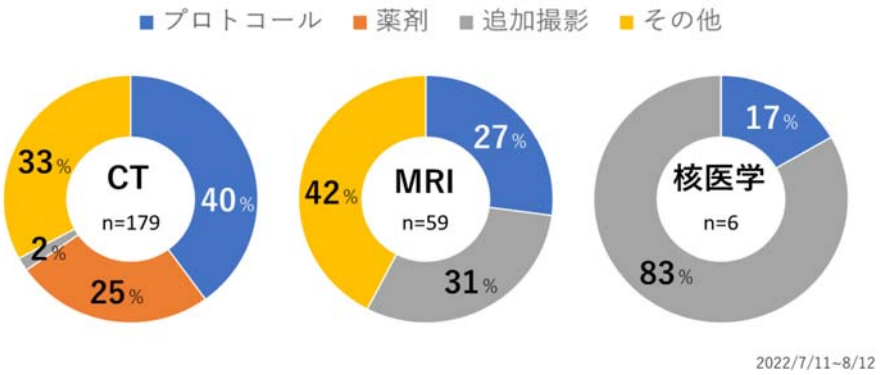

Fig.1 モダリティーと疑義照会の内容

を中心に実施している。まず疑義が発生した場合、はじめに放射線科医に疑義照会する。なぜなら依頼内容を考慮し、放射線科医がプレチェックを行っているためである。またオーダー医への疑義照会は、放射線科医が必要と判断した場合、放射線科医がオーダー医に連絡をする。放射線科医の判断で解決できる場合には実施しない運用となっている。

3.プロトコル、薬剤

疑義照会のフローチャートはプロトコルと薬剤で共通のもので運用している（Fig.2）。まず疑義が発生した場合、放射線科医に報告する。次にプレチェックの内容を変更するかしないか確認する。変更しないと判断した場合には、プレチェックの指示通り、検査を実施する。しかし変更が必要となった場合、プレチェックの修正を依頼する。修正が行われれば、検査を実施する。しかし修正できない事情がある場合には、RISに口頭指示を受けた内容を記録する。

4.追加撮影

疑義照会の対応はモダリティーで異なる（Fig.3）。原則、医師の指示のもと追加撮影を実施するが、CTでは放射線技師の判断で実施することが2項目ある。1つめは、プロトコルとして運用している事案である。例えば冠動脈CTを撮影した場合、左心時に造影効果がない領域が見られることがある。その際、血栓かどうか判断するため遅延相を追加撮影することをしている。2つめは時間的に放射線科医と協議することが出来ないため場合である。例えばCTAでタイミングがうまく取れず、今すぐ追加撮影が必要と判断した場合である。その際にはRISに記録を残している。

【取り組み】

1.疑義の発見と効率化

疑義の発見は前日、当日の朝、検査時に実施している。タイミングを分けることで、見落としによるエラーの低減に努めている。前日は紙伝票を用いて依頼医が記載した検査目的、造影剤、電子カルテからの情報収集を行っている。当日の朝はRISを用いてコメント変更の有無、撮影部位、単純か造影、副作用の有無を確認する。最後に検査時に撮影担当者が紙伝票とRISの情報に間違えが無いか確認後、検査実施している。疑義発見の効率化にはRISを活用している。必要な情報を項目ごとに表形式で一覧に出来るため、簡単に実施できる。

Fig.2 プロトコルと薬剤における疑義照会のフローチャート

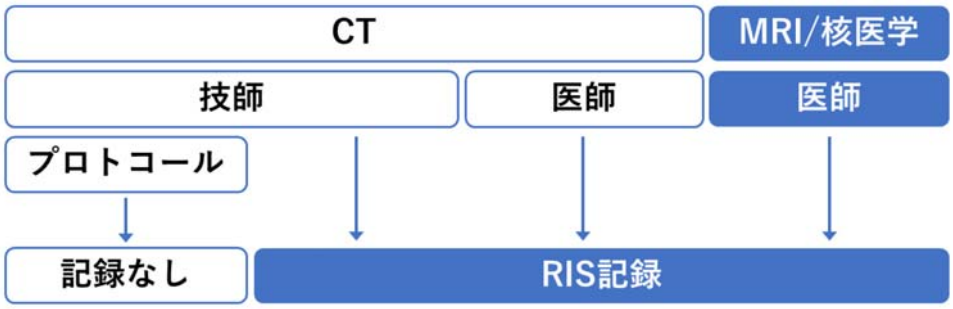

Fig.3 追加撮影における疑義照会のフローチャート

2.情報共有

疑義が必要なことや情報共有が必要なことをRISと伝票に記録している。RISの記録は連絡コメントという1検査ごとのメモ欄を活用している。気づいたことを記録し、朝礼で担当スタッフに報告している。疑義内容はできるだけ余裕をもって放射線科医に相談し、解決と検査に遅延が起こらないように努めている。一番困っていることは、他施設の造影剤情報がわからないことである。例えば副作用があった造影剤を確認できないことがある。施設を超えて放射線技師同士が協力することで、疑義照会を円滑に進められると考える。より安全な検査な検査のため、装置に使用した造影剤名を入力して欲しい。

【まとめ】

疑義照会において当施設の放射線技師の役割はエラーを発見・解決し、安全な検査を実施することと多職種の疑義照会の支援することである。疑義照会を円滑に実施するために大切なことは3点と考える。1点目は運用のワークフローをわかりやすく、シンプルにすること。2点目はチームの連携や情報共有が大切である。できるだけ話しやすい環境を心がけている。3点目は疑義照会した内容を記録することである。今回の内容が、皆様にとって少しでもお役に立てれば幸いです。

【参考文献・図書】

1）疑義解釈資料の送付について（その1）（平成30年3月30日付事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000202132.pdf